

IX 商店街・組合活動活性化等のための支援策

1. 商店街活性化のための融資・助成制度

◆商店街活性化促進資金

市内の商店街団体が行うお祭りなどのイベント活動や広報活動などのソフト事業及びアーケードや街路灯の整備などのハード事業を実施する場合の商店街活性化に要する資金の貸付を行っています。

融 資 対 象	市内に主たる事務所がある商店街振興組合・商店街振興組合連合会、商店街事業協同組合及び商工会・商工会連合会		
融 資 限 度	1団体 1億円		
融 資 期 間	設備	10年以内	運転 5年以内
保 証 人	(公財)名古屋市小規模事業金融公社所定		
利 率 (年)	設備	7年以内	3.2%
		10年以内	3.3%
	運転	1年以内	2.9%
		3年以内	3.0%
		5年以内	3.1%

※融資利率は令和8年4月1日時点のものです。

利率等は変更になる場合がありますので、申込時に関係機関へご確認ください。

※公的補助金交付までのつなぎ資金に利用する場合に融資利率を割り引くなどの優遇措置があります。

【お問合せ先】

(公財)名古屋市小規模事業金融公社 電話:735-2123 FAX:735-0400

ホームページ:<https://nb-fun.jp/shotengai>



◆商店街魅力向上事業助成

魅力とにぎわいのある商業地づくりや、地域のコミュニティ機能の充実を推進するため、商店街の魅力向上や地域コミュニティの活性化を図る取り組みに対し、次のように助成を行っています。

(1) 商店街魅力アップ支援事業

対象団体	<ul style="list-style-type: none"> ●商店街振興組合 ●商店街が形成されている地域において、小売商業又はサービス業等を営む者が組織した事業協同組合 ●上記団体を主たる構成員とする団体 ●商工会 等 	
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ●地域住民との交流のもとに実施するイベント、まつり、講習会等 ●商店街の魅力を広める市民向け情報誌、マップ、ホームページの作成等 ●商店街のブランディング事業 ●歴史、街並み、特産物等の地域資源を活用した事業 ●安心・安全、少子高齢化等の地域課題に対応する事業 	
対象経費	ソフト事業	会場借上費、装飾設備費、委託料、印刷製本費、人件費、海外通信費
	ハード事業	共同設備の整備費等、内外装整備費、家賃賃借料 ※ただし、補助限度額の40%以内
補助率	<ul style="list-style-type: none"> ●補助対象経費の20%以内 ●「愛知県げんき商店街推進事業費補助金」(以下「げんき補助金」という)採択事業は40%以内 ●げんき補助金採択事業のうち、「商店街の未来を拓くプロジェクト」推進事業は50%以内 	
補助条件	<ul style="list-style-type: none"> ●1団体につき2事業までを対象(このうち1事業は、げんき補助金に申請することができる) ●げんき補助金に申請する場合、一定の条件を満たす必要あり ●げんき補助金採択事業以外の場合、ハード事業はソフト事業と併せて実施する安心・安全に対応した設備(防犯カメラ、AED)の整備に限る 	
補助限度額	<ul style="list-style-type: none"> ●1団体当たり100万円 ●ただし、補助対象経費が1,000万円を超過する団体は150万円を限度 ●連合組織については200万円を限度 ●上記とは別に、げんき補助金採択事業は500万円を限度 	

【お問合せ先】

経済局商業・流通部地域商業課(地域商業推進担当) 電話:972-2432 FAX:972-4138

(2) 組織強化事業

対象団体	<ul style="list-style-type: none"> ● 商店街振興組合 ● 商店街が形成されている地域において、小売商業又はサービス業等を営む者が組織した事業協同組合 ● 上記団体を主たる構成員とする団体 ● 商工会
対象事業	商店街組織強化につながる下記の事業 ①調査・計画策定に向けた取組み及び人材の発掘・育成に向けた勉強会等の実施 ②上記の取組みに基づく試行的事業
対象経費	会場借上費、装飾設備費、委託料、印刷製本費、報償費
補助率	専門家への謝礼 100%以内 (補助上限：1回当たり3万円限度、合計15万円) その他の経費 50%以内
補助限度額	1団体当たり25万円

【お問合せ先】

経済局商業・流通部地域商業課(地域商業推進担当) 電話:972-2432 FAX:972-4138

◆商店街共同施設災害対策支援助成

安心・安全な商店街づくりのため、大規模地震等の発生に備え、商店街が保有する老朽化したアーチ、アーケード及び街路灯の調査、改修又は撤去に要する経費の一部を助成します。

区 分	調 査	改修・撤去
補助期間	令和6～9年度	令和7～10年度
補助対象団体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商店街振興組合 ・ 商店街を地区とする事業協同組合 ・ 商工会 ・ 中小小売商業者等を主たる構成員とする法人格を有しない団体 	
補助対象経費	劣化調査費等	施設改修費、撤去費
補助率	4/5以内	1/2以内
補助限度額	40万円/団体 (令和6～9年度の累計)	500万円/団体 (令和7～10年度の累計)
下限要件	なし	補助対象経費250万円超/団体 (令和7～10年度の累計)
備 考	—	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築士等の事前調査が必要 ・ 前年度に計画認定申請が必要 ・ 撤去は商店街の解散を目的としないこと

【お問合せ先】

経済局商業・流通部地域商業課(地域商業推進担当) 電話:972-2432 FAX:972-4138

◆商店街共同施設維持管理費助成

商店街が街路灯、アーチ、アーケード、日よけ及びモニュメントを維持管理する事業に対し、次のように助成を行っています。

対象団体	<ul style="list-style-type: none">●商店街振興組合●商店街が形成されている地域において、小売商業又はサービス業等を営む者が組織した事業協同組合●商工会●中小小売業者等を主たる構成員とする法人格を有しない団体
対象事業	●街路灯、アーチ、アーケード、日よけ及びモニュメントを維持管理する事業
対象経費	<ul style="list-style-type: none">●街路灯の電灯料●アーチ、アーケード、モニュメント（街路灯、アーチに準ずるものに限る）の電灯料、道路占用料●日よけの道路占用料●街路灯、アーチ、アーケードの補修・撤去費
補助率	<ul style="list-style-type: none">●電灯料：定額●道路占用料：道路占用料相当額以内●補修・撤去費：補助対象経費の20%以内 ※街路灯の補修・撤去に係るげんき補助金採択事業は40%以内
補助限度額	補修・撤去費に対する補助限度額は、各50万円 ※げんき補助金採択事業は100万円

【お問合せ先】

経済局商業・流通部地域商業課（地域商業推進担当）

電話:972-2432 FAX:972-4138

◆商店街商業機能再生モデル事業

空き店舗を活用するための事業プランを作成するワークショップを開催するほか、外部人材等を対象に、イベントなどを通じた商店街との交流事業を実施し、商店街の商業機能再生に向けた支援を行います。

また、先進技術を持つ企業などから未来の商店街や店舗のあり方に関するアイデアを募集し、優れた提案について実証プロジェクトを実施します。

【お問合せ先】

経済局商業・流通部地域商業課（地域商業推進担当）

電話:972-2432 FAX:972-4138

◆地域商業に関するデータの提供

商店街や小売市場、大規模小売店舗の所在地をまとめて、名古屋市公式ウェブサイトに掲載しています。

【お問合せ先】

経済局商業・流通部地域商業課（地域商業企画担当）

電話:972-2428 FAX:972-4138

2. 小売市場出店者の組合等のための助成制度

◆小売市場の地域密着型事業への助成

市内の小売市場出店者で組織する事業協同組合等が、小売市場が地域に密着した便利施設として魅力を高めるために実施する、イベント開催事業や施設の整備等に対して、下記のとおり助成を行っています。

また、小売市場の共同施設の設置等については、共同施設の設置補助が受けられます。詳細は81ページをご覧ください。

	イベント開催等	施設の整備
対象事業・施設	(1) 地域貢献事業 地域の利便性向上を図り、地域に貢献する活動 ① 環境対応事業 ② 高齢者対応事業 ③ イベント事業 ④ 安心・安全事業 ⑤ 食育推進事業 (2) 地域連携事業 地域団体等と連携して実施する事業 (3) 経営基盤強化事業 ① 経営改善計画策定事業 ② 専門家派遣事業 ③ 研修事業 ④ 市場調査事業	① 環境対応事業 リサイクルステーション設置事業等 ② 高齢者対応事業 バリアフリー化事業等 ③ 地域交流事業 無料休憩所の設置等 ④ 耐震対策事業 耐震対策のための什器の固定等 ⑤ 安心・安全事業 店舗施設外の照明装置の設置等 ⑥ 業態転換支援事業 地域住民の利便向上を図るため販売形態を見直す事業
対象団体	小売商業調整特別措置法に基づく小売市場を運営する、食料品小売業者等で構成された事業協同組合等	
補助額	<ul style="list-style-type: none"> ・地域貢献事業は補助対象経費の2分の1以内。 ・地域連携事業、経営基盤強化事業は補助対象経費の3分の2以内。(経営改善計画策定事業は限度額内) ・一団体限度額10万円(経営改善計画策定事業は5万円) 	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象経費の3分の1以内(環境対応事業は2分の1以内) ・一団体限度額50万円(業態転換事業は100万円)

※げんき補助金採択事業は100万円

【お問合せ先】

経済局商業・流通部地域商業課（小売市場担当）

電話：972-2429 FAX：972-4138

3. 組合等で行う共同振興事業・共同施設設置事業への助成

市内に主たる事務所を有し、商工業、サービス業を営む中小企業者を主たる構成員とする法人格を有する団体（事業協同組合等）が、①研修会、見本市・展示会などの共同事業の実施、②共同施設の設置を行う場合、次のように助成を行います。

なお、商店街共同施設については、77～79ページをご覧ください。

	対 象 団 体	対 象 事 業 ・ 施 設	補 助 額
共同振興事業	市内に主たる事務所を有し、商工業、サービス業を営む中小企業者を主たる構成員とする法人格を有する団体（事業協同組合等）	内部人材育成事業	15%以内で20万円限度 （対象経費5万円未満の事業を除く）
		見本市・展示会事業	15%以内で100万円限度 （対象経費10万円未満の事業を除く）
共同施設設置事業	小売市場の事業協同組合 共同店舗の事業協同組合	<ul style="list-style-type: none"> ● 共同店舗 ● 組合事務所、研修施設 ● 共同倉庫 ● 冷暖房設備 ● 受変電設備 ● 顧客用無料駐車・駐輪施設 （土地購入費は除く） ● 事務合理化機械 ● 再資源・リサイクル施設 （軽微なものに限る） 	15%以内で300万円限度 （対象経費30万円未満の事業を除く）
	上記を除く事業協同組合 商工会	<ul style="list-style-type: none"> ● 組合事務所、研修施設 ● 共同倉庫 ● 共同工場、作業場等 ● 生産加工機械設備 ● 共同給食設備 ● 冷暖房設備 ● 事務合理化機械 ● 再資源・リサイクル施設 （軽微なものに限る） 	

【お問合せ先】

経済局産業労働部中小企業振興課（経営支援担当）

電話:735-2100 FAX:735-2104

経済局商業・流通部地域商業課（小売市場担当）

電話:972-2429 FAX:972-4138

4. 買い物弱者対策に取り組む事業者への支援等

◆買い物弱者対策モデル事業

買い物弱者対策のため、市内の一方所（港区野跡学区）において、新たに買い物弱者支援に資する施設を設置・整備し、運営する中小企業者等を支援するモデル事業を実施します。

【お問合せ先】

経済局商業・流通部地域商業課

電話：972-2432 FAX：972-4138

◆移動販売事業者の情報提供

市内で活動する移動販売事業者の情報を提供します。

また、名古屋市公式ウェブサイトに掲載する「移動販売事業者一覧」への登録を希望する事業者を募集しています。登録には一定の要件、必要書類がありますので、担当部署までお問い合わせください。登録された事業者には、市内の買い物資源へのアクセスに困難を抱えている可能性がある地域の情報を提供します。

【お問合せ先】

経済局商業・流通部地域商業課 電話：972-2432 FAX：972-4138

5. 大規模小売店舗の新設等の届出

大規模小売店舗（店舗面積1,000㎡超）の新設等を行う場合には、その設置者は「大規模小売店舗立地法」に基づき、名古屋市への届出が必要です。この届出にあわせて交通処理検討、騒音予測の結果などの書類を添付していただきます。

名古屋市は、届出があった日から8月以内に所定の手続きを経て、周辺地域の生活環境の保持の見地から市の意見の有無を設置者へ通知します。市としての意見がある場合、設置者に対して必要な対応策を求めます。

また、既存の大規模小売店舗が店舗面積、営業時間等を変更する場合も、届出が必要です。

◆大規模小売店舗立地法に基づく届出事項

- ① 大規模小売店舗の名称及び所在地
- ② 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- ③ 大規模小売店舗の新設をする日
- ④ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
- ⑤ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項（駐車場、駐輪場の位置及び収容台数など）
- ⑥ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項（小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻など）

【お問合せ先】

経済局商業・流通部地域商業課（大店立地担当）

電話:972-2433 FAX:972-4138

6. 名古屋市事業者等による地域貢献活動の推進に関する条例

名古屋市では、上記5.の届出とは別に地域貢献活動を推進するため、大規模小売店舗（店舗面積1,000㎡超）の新設等を行う場合には、早期（届出の3カ月前等）の情報提供としての新設等届出書、自主的な地域貢献活動の実施に関して地域貢献計画書の提出等をお願いしています。

【お問合せ先】

経済局商業・流通部地域商業課（大店立地担当）

電話:972-2433 FAX:972-4138